

引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可基準

1 趣旨

本基準は、平成22年9月10日付け国住指第2263号・国住街第78号にて発出された「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第48条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（以下「技術的助言」という。）を受け、許可に関して必要な事項を定めたものである。

2 基本的な考え方

技術的助言別添1に従った安全対策措置を行う既存のドライクリーニングを営む工場については、建築基準法令に定める「自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの」及び「パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）」と同等なものとして取り扱うこととする。

3 適用の範囲

適用の範囲は、引火性溶剤を用いる既存のドライクリーニングを営む工場（建築行為を伴うものを除く。）で、国が技術的助言を発出した時点において建築基準法（以下「法」という。）第48条の規定に適合していないものとする。

4 許可基準

次の（1）から（3）のすべてに適合すること。

（1）対象建築物の規模等

対象となる建築物の規模等は、次の表に掲げる用途地域に応じて規模等の条件をすべて適合すること。

用途地域	規模等の条件（全てを満たすこと）
第一種低層住居専用地域	①洗たく物の受取及び引渡しを行う店舗（以下「店舗」という。）部分を有すること ②工場部分 [*] と店舗部分の床面積の合計が50㎡以内であること ③工場部分 [*] と店舗部分が2階以下にあること ④延べ面積の1/2以上を居住の用に供すること
第二種低層住居専用地域	①店舗部分を有すること ②工場部分 [*] と店舗部分の床面積の合計が150㎡以内であること ③工場部分 [*] と店舗部分が2階以下にあること ④作業場の床面積の合計が50㎡以内であること
第一種中高層住居専用地域	①店舗部分を有すること ②工場部分 [*] と店舗部分の床面積の合計が500㎡以内であること ③工場部分 [*] と店舗部分が2階以下にあること ④作業場の床面積の合計が50㎡以内であること

第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	①作業場の床面積の合計が50㎡以内であること
近隣商業地域又は商業地域	①作業場の床面積の合計が150㎡以内であること

※工場部分とは、作業場部分と、作業場以外の工場の用途に供する部分（倉庫等）を含むものとする。

(2) 対象とする洗濯設備の台数

対象となる敷地の用途地域が住居系用途地域内にあつては、原則として、ドライ洗濯機1台及びその他の設備は現に操業している台数以下とすること。ただし、ドライ洗濯機について、周辺環境に大きな影響を与えていないと認められる場合は、現に操業している台数を上限とすることができる。

(3) 周辺環境への影響

騒音、交通量、臭気、振動、照明・光に係る周辺環境への影響は、技術的助言別添3の判断基準を満足しているものであり、かつ、近隣住民からの理解が得られていると判断できること。ただし、対象となる敷地の用途地域が商業地域内にあつては、騒音及び照明・光に係る周辺環境への影響を対象としないものとする。

5 その他

(1) 許可申請の時期

次のすべてを満たすこと。

- ① 技術的助言別添1に定める「4. 併せて講じるべき日常の作業における安全管理対策等」が実施済であること。
- ② 違反の是正計画書が提出済で、その内容が適切かつ実現性があると認められること。

(2) 許可のための条件

次のすべてを満たすことを条件に許可をするものとする。

- ① 違反是正計画に基づく違反是正の履行がなされ、違反是正完了時の報告がされていること。
- ② 違反是正計画に基づく違反是正の履行状況について、法第12条第6項の規定に基づく立ち入り調査により、支障がないと確認されていること。

(3) 法第92条の2に基づき許可に付する条件

次のすべてを常に維持・管理すること。

- ① 技術的助言別添1に定める安全対策に関する技術的基準を遵守すること。
- ② 設置する設備は、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場安全対策調書に記載の機器又はそれと同等のものとする。

附則

この基準は平成24年2月1日から施行する。